

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成28年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-2-2 地域福祉の推進
---------	--------------------

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

地域福祉課長 半場 祐子

電話番号

0852-22-5349

事務事業の名称	福祉サービス改善支援事業	
目的	(1) 対象	社会福祉法人及び社会福祉施設
	(2) 意図	施設運営の指導や福祉サービスに関する評価を通じて、福祉サービスの質をより高めるとともに、施設の適切な運営ができるようにする。
事業概要	○島根県社会福祉協議会に補助し、経営指導事業を通じて、社会福祉法人・施設を対象にした経営・労務等に係る相談対応や地域ブロック別の研修会の開催、小規模法人に対する経営診断、巡回訪問指導等を実施する。 ○福祉サービス第三者評価事業により、公正・中立な第三者の評価機関が、専門的・客観的な立場から、福祉サービスの質について評価を行い、社会福祉施設の質の向上を図るとともに、福祉サービス利用者が適切なサービスを選択できるよう評価結果の公表を行う。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 経営相談の件数	目標値		700.0	710.0	720.0	730.0	件
		取組目標値						
	式・定義 経営相談の件数	実績値		697.0				
		達成率		-	-	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率		-	-	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	11,953	11,796
うち一般財源 (千円)	11,953	11,796

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

○経営指導事業については、島根県社会福祉協議会に専任の経営指導員2名、非常勤の経営指導員2名（社会保険労務士、公認会計士）を配置し、相談対応や経営分析など、経営改善等に向けた個別支援を行っている。  
 H27の経営相談件数の実績：697件  
 ○福祉サービス第三者評価事業については、推進委員会を1回開催し、関係者から意見を聴取するとともに、評価の受審促進策を検討している。  
 H27の第三者評価の受審実績は2件、H18以降の累計は25件であった。

## 6. 成果があったこと（改善されたこと）

○社会福祉法人の新会計基準への移行については、決算処理の相談・指導等により、移行できていなかった残り半分の法人も全て新会計基準による決算処理をすることができた。  
 ○社会福祉法人指導監査等説明会や保育所監査に際して、福祉サービス第三者評価制度の周知を行った。

## 7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

### ①困っている「状況」

○新会計基準に基づく決算の移行処理に誤りのある法人が多くみられ、継続して相談・指導を行っている。  
 また、制度改革に伴う法人運営の相談やマイナンバー法による会計処理の相談も増えている。  
 ○第三者評価事業の受審数が伸びない。

### ②困っている状況が発生している「原因」

○多くの社会福祉法人で会計の専門的知識と経験を兼ね備えた職員が少ないため、適切な決算処理ができなかった法人が存在する。  
 ○第三者評価受審は、社会的養護関係施設以外は任意であり、事業者側に第三者評価事業の目的・メリットが十分に理解されていないことに加え、受審にかかる費用負担（約30万円）が重い。

### ③原因を解消するための「課題」

○県内の社会福祉法人に対して、新会計基準の移行処理状況の問題点をH27決算書で確認し、H28以降の経営・会計指導でより一層の有効な改善策を提示することが必要である。  
 ○第三者評価事業の目的・メリットを事業者に理解してもらうなど、受審の促進に努める必要がある。また、国において受審の義務化、介護報酬加算など制度的対応も検討の余地がある。

## 8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

○島根県社会福祉協議会の経営指導員と県・市の監査担当職員とが連携して、効果的・重点的・効率的な経営指導に取り組む。また、指導監査や法人向け研修会の中で、適切な経営指導を行うとともに、的確な指導と有効な改善策の提示ができるよう職員・役員向けの研修会を開催する。  
 ○保育所における第三者評価事業については、平成31年度までの5年間で全保育所の受審が努力義務になったため、受審数は伸びていくと思われるが、それに伴って評価機関の充実が求められる。また、社会的養護関係施設、保育所以外の施設についても、今後、島根県福祉サービス第三者評価推進委員会での議論や、国・他県の動向を踏まえ、事業者の受審意欲を高める方策を検討し、法人監査の場等を活用しながら、制度周知・受審促進に努めていく。

・課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効率的・効果的に行ってください。  
 ・上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

## 9. 追加評価（任意記載）